

宇部市中小企業生産性向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内の中小企業者等が、既存のICT・IoTのシステム及びソフト・ハードウェア等の技術導入により経営課題を解決する取組又は首都圏をはじめとした都市部の大企業等で就業している専門スキルを持つ人材（以下「スキル人材」という。）を兼業・副業の形態で活用し、新事業の企画・実施等の取組を行うことにより、生産性の向上を図ることを目的に交付する宇部市中小企業生産性向上支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 1年以上事業を営んでおり、今後3年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項に該当する者
- (5) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とする。

- (1) ICT導入活用促進枠
既存のICT・IoTのシステム、ソフト・ハードウェア等の技術を導入して、自社

の事務の省力化により生産性の向上を図る事業で、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月28日までに完了する事業とする。

(2) 人材活用促進枠

自社の生産性の向上を図るため、新事業の企画・実施等を行うスキル人材を、兼業・副業に係る人材マッチングサイト等を活用して求人を行う事業で、当該年度の4月1日から2月28日までに完了する事業とする。

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助限度額のとおりとする。

3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者は宇部市中小企業生産性向上支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、提出するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定した補助対象事業者には、宇部市中小企業生産性向上支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した補助対象事業者には宇部市中小企業生産性向上支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市中小企業生産性向上支援補助金事業計画変更申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかに宇部市中小企業生産性向上支援補助金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市中小企業生産性向上支援補助金事業中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日を経過した日までに宇部市中小企業生産性向上支援補助金実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第9条の規定により事業計画が変更となった場合は変更承認後の内容)及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第8条の規定に基づく交付決定額(第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、宇部市中小企業生産性向上支援補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市中小企業生産性向上支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

(補助事業完了後の状況報告等)

第15条 交付決定を受けた補助対象事業者は、市長に対し、補助金を交付した日の属する事業年度から3期分の決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、宇部市中小企業生産性向上支援補助金状況報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定(第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定に反したと認めるとき。
- (3) 第5条第1号に規定する労働生産性の伸び率が見込めないとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (5) この要綱又は補助金の交付決定の内容(第9条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容)若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合に

において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命じるものとする。

(遅延利息)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限（以下「指定期日」という。）までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(成果の発表)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(補助金交付に関する情報の公表)

第21条 市長は補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称及び所在地
- (2) 補助事業の名称
- (3) 補助事業に係る補助金額

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後、3年以内に補助金の必要性について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の既定に基づいて補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の既定に基づいて補助金の交付決定を受けてい

るものについては、なお従前の例による。

別表1（第6条関係）

補助対象事業	事業実施主体	補助率	補助限度額
ICT導入活用促進枠	中小企業者及び 小規模企業者	補助対象経費の2/3以内	200千円
人材活用促進枠(掲載料)		補助対象経費の10/10以内	200千円
人材活用促進枠(委託料)		補助対象経費の2/3以内	100千円
人材活用促進枠(旅費)		補助対象経費の2/3以内	100千円

別表2（第6条関係）

補助対象事業	経費	内容
ICT導入活用促進枠	ソフトウェア製品購入	専用ソフトウェアの購入に要する経費
	使用料及び賃借料	クラウド使用料、システム使用料、WEB・メールサーバ使用料 ※当該補助事業を実施する年度内のものに限る。
	委託費	ホームページ構築（新規又は追加分、ただし人材確保に関するものは除く）、セキュリティ対策、マニュアル作成等サポート及び機材等の保守に要する経費 ※当該補助事業を実施する年度内のものに限る。
		ICT導入に係る外部専門家への業務コンサルに要する経費
	研修費	システム等導入に係る社内研修に要する経費
	機械装置費・器具購入費	機械装置等（機械・装置・部品（センサー、RFID等）、工具・器具（測定工具・検査工具、パーソナルコンピュータ・タブレット、デジタル複合機等））の購入及び設定に要する経費
通信運搬費	機械装置及び工具・器具等購入に係る配送料	
人材活用促進枠	掲載料	兼業・副業（個人委託含む。）に係る人材マッチングサイト等に掲載する際の掲載料 ※スキル人材の掲載件数については、1事業者あたり1件を上限とする。
	委託料	兼業・副業（個人委託含む。）に係る人材マッチングサイト等への掲載に係るコンサルティング業務に要する経費
	旅費	兼業・副業（個人委託含む。）する者が、宇部市に来るための旅費又は事業者が兼業・副業（個人委託含む。）する者に協議に行くための旅費。 ※1年度内に複数回実施したものの合計額とする。